

手続が不要なケースについて

以下の場合、入山届等の手続は不要になります※¹。

- ① 森林公園、森林文化の森、スキー場、野営場、登山道、その他遊歩道、休憩小屋等の施設が設置されている箇所に、登山や森林浴など森林レクリエーションを目的とする入山。
- ② 林道や管理された登山道、公の広場等のみを利用し森林内に立ち入らない採取及び調査（山梨県レッドデータブックに掲載された希少植物の採取等は除く。）
- ③ 林道や管理された登山道、公の広場等のみを利用し森林内に立ち入らず、かつ業としての撮影ではなく、著作権法第30条の規定中の「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること」に該当する私的使用のための個人的な撮影※²。
- ④ 操縦者が林道、管理された登山道、公の広場等のみを利用し、森林内に立ち入ることのない無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の操縦。
- ⑤ 林道、管理された登山道、公の広場等のみを利用した小規模なエコツアー等及び自然学習会。
- ⑥ 植樹用貸地内における間伐体験イベント。
- ⑦ 国・山梨県・その他地方公共団体が直接又は委託業務により実施する公共事業及び施策上必要な調査・測量設計業務に伴う入山。なお、当該業務においてリモートセンシング等のために無人航空機（ドローン、ラジコン機）を使用する場合も手続不要行為とする。
- ⑧ 貸付・使用許可・土地使用協議地内など、森林環境部以外の者が管理する県有林内で完結する入山。なお、借地等の管理者に了解を得ること。
- ⑨ 狩猟期間外に行われる「管理捕獲」を含む、狩猟による鳥獣捕獲。なお、学術調査を目的とする鳥獣の捕獲については、手続を要する。
- ⑩ イベント等を目的として、入山箇所の一部の県有林（恩賜県有財産）に対して、行政財産の目的外使用許可された場合の入山。使用許可の申請の際に提出する事業計画書等に入山箇所、使用人数を記載することにより、入山届等の手続は不要とする。

※¹ 入山目的が公の秩序又は善良な風俗に反する場合や県有林や本県のイメージを損なうなどの不適切な場合、行政指導を行う場合があります。県有地である青木ヶ原樹海等には自殺を助長する恐れのある映画やテレビ番組の撮影を目的とした入山はできません。（山梨県自殺対策推進計画も参照ください。）

※² 仕事のプレゼン資料で使用する、参考資料とする場合などやブログ、SNS への投稿などは私的使用のための個人的な撮影とはみなされないため入山届等の手続が必要になります。